

諮問書

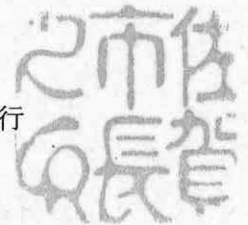
佐市危防第216号

令和3年6月22日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明 様

佐賀市長 秀島 敏行



平成25年9月17日付け佐市消防第110号の諮問「佐賀市防災総合システムにおける防災用監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供」につきまして、下記のとおり監視カメラの新設を図るため、貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問内容の変更点

佐賀市防災総合システムで設置する防災用監視カメラについて、以下のとおり、監視カメラの新設を行う。

名称	内容
佐賀大学周辺	・ 非公開回転カメラ1台を設置
長瀬雨水幹線	・ 非公開回転カメラ1台を設置
一級河川古江湖川	・ 非公開回転カメラ1台を設置
南百姓樋管	・ 非公開回転カメラ1台を設置
小杭西(上)樋管	・ 非公開回転カメラ1台を設置

2. 添付資料

(1) 平成25年9月17日付け佐市消防第110号の諮問書に添付していた資料のうち、本諮問に伴い内容に変更が生じる①の資料

① 「防災用監視カメラシステムの概要」… 資料1 のとおり

(2) 「防災用監視カメラ運用基準」… 資料2 のとおり

(3) 「画像データの佐賀市防災情報ホームページへの公開について」… 資料3 のとおり

防災用監視カメラシステムの概要

1 防災用監視カメラの一覧

○変更後の状況一覧 : 新設箇所（詳細は別紙のとおり）

※No22～26 は平成 31 年 4 月 23 日付け佐市消防第 84 号の諮問後に新設

No.	場所	区分	非公開 巡回カメラ	公開 固定カメラ	目的	機械 操作	備考
河川砂防課							
1	大溝川雨水	河川		○	樋門操作		市街地・駅前周辺の重要排水路
2	大藤北ポンプ	河川	○		樋門操作		市街地・駅前周辺の重要排水路
3	大島排水ポンプ	河川	○		状況確認		
4	下村樋門	河川	○		樋門操作	○	河川水位状況を監視
5	了関堰	河川	○		樋門操作	○	
6	大井手堰（上流）	河川	○		樋門操作	○	
7	大井手堰（下流）	河川	○		樋門操作	○	
8	屋外雨水ポンプ場（上流）	河川	○		樋門操作	○	河川水位状況を監視
9	屋外雨水ポンプ場（下流）	河川	○		樋門操作	○	河川水位状況を監視
10	平松屋外雨水幹線	河川		○	状況確認		南西部の浸水常襲地区
11	大財転倒堰	河川	○		樋門操作	○	
12	二次転倒堰	河川	○		樋門操作	○	
13	十間堀川雨水（勸興公民館）	河川		○	状況確認		市街地の主要排水路
14	どんどんどの森	河川		○	状況確認		
15	上碓川（江頭）	河川		○	状況確認		西部地区の浸水地区
16	城東川（県道薬師丸佐賀停車場線の橋梁）	河川		○	状況確認		東部地区の浸水地区
17	地藏川（八戸）	河川		○	状況確認		
18	馬捨水門（上流）	河川	○		樋門操作	○	河川水位状況を監視
19	馬捨水門	河川		○	状況確認		河川水位状況を監視
20	鍋島調整池	河川		○	状況確認		
21	尼寺雨水（長瀬）	河川	○		樋門操作		
22	石塚雨水ポンプ場（上流）	河川		○	状況確認		河川水位状況を監視（H31 新設）
23	石塚雨水ポンプ場（下流）	河川	○		状況確認		河川水位状況を監視（H31 新設）
24	NTT 前樋門	河川	○		樋門操作	○	河川水位状況を監視（H31 新設）
25	大藤樋門	河川	○		樋門操作	○	河川水位状況を監視（H31 新設）
26	お濠起伏堰	河川	○		樋門操作	○	河川水位状況を監視（H31 新設）
27	佐賀大学周辺	河川	○		状況確認		河川水位状況・道路の冠水状況を監視
28	長瀬雨水幹線	河川	○		状況確認		河川水位状況を監視
29	一級河川古江湖川	河川	○		状況確認		河川水位状況を監視
計		29 台		19 台		10 台	12 台
道路管理課							
1	高木瀬たつみ旅館前交差点	道路		○	状況確認		道路の冠水状況を確認
2	大溝公園西（佐賀商業高校北）	道路		○	状況確認		道路の冠水状況を確認
3	駅北交差点（バスセンター北）	道路		○	状況確認		道路の冠水状況を確認
4	とんぼ橋高架下（環状東線）	道路		○	状況確認		道路の冠水状況を確認
5	J R 大財北アンダー	道路		○	状況確認		道路の冠水状況を確認
6	平松老人センター前	道路		○	状況確認		道路の冠水状況を確認
計		6 台				6 台	
農村環境課							
1	上飯盛制水門（上流）	河川	○		樋門操作	○	
2	上飯盛制水門（下流）	河川	○		樋門操作	○	
計		2 台		2 台			2 台
北部建設事務所							
1	尼寺雨水（尼寺団地）	河川	○		樋門操作		
2	富士町下熊川（大和町境界付近）	河川		○	状況確認		河川増水状況を監視
3	富士町小副川（国道 323 号雄渕トンネル入口付近）	河川		○	状況確認		土石流を監視
4	西小川都市下水路（久池井天満宮周辺）	道路		○	状況確認		浸水地区
5	市の江川副幹線水路（駄市川原橋）	河川		○	状況確認		浸水地区
6	国営用排水右岸幹線（上戸田天満宮周辺）	河川	○		状況確認		浸水地区

7	黒川（福島橋）	河川		○	状況確認	浸水地区 河川水位の状況確認を行い、隣接する県道への冠水状況を監視し、災害の発生状況を把握
8	三瀬村詰瀬（県道富士三瀬線と市道岸高線交差点付近）	河川	○		状況確認	
9	三瀬村広瀬（県道中原三瀬線沿線）	河川		○	状況確認	
計	9台		3台	6台		
南部建設事務所						
1	広江漁港	河川		○	状況確認	八田江ポンプ稼働の影響を監視 大中島の内水の状況を監視 水位の確認 船舶の確認 尾の島水門開閉の影響を監視 大五川水位の確認 河川水位状況を監視 河川水位状況を監視
2	大中島丸野樋管	河川		○	樋門操作	
3	立野樋管（東与賀八田江）	河川		○	状況確認	
4	野町南樋管（諸富新川）	河川	○		状況確認	
5	大五川（新川排水機場）	河川		○	状況確認	
6	久保田福富排水機場	河川		○	状況確認	
7	南百姓樋管	河川	○			
8	小杭西（上）樋管	河川	○			
計	8台		5台	3台		
危機管理防災課						
1	巨勢川（念仏橋）	河川		○	状況確認	洪水注意報・警報基準河川 H21 水防工法実施個所有 高潮等警戒
2	佐賀江川（江上）	河川		○	状況確認	
3	干潟よか公園	海岸	○		状況確認	
計	3台		1台	2台		
合計	57台		30台	27台		14台

2 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは、常時稼働し画像を撮影する。
- ・画像データは記録装置内のハードディスクドライブに記録し、30日間保存する。
- ・保存期間を経過した画像データは、新しい画像データを上書き保存することで、完全に消去する。

3 モニター及び記録装置

- ・モニターは、危機管理室（佐賀市役所本庁舎中棟2階）に設置する。
- ・記録装置は、専用ハードディスクを使用し、危機管理室に設置する。

4 掲示

監視カメラを設置する箇所に、「防災カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

5 鍵の管理

- ・防災総合システム操作関係機器を設置している危機管理室の鍵は、危機管理防災課及び河川砂防課のキーボックスに保管する。
- ・鍵の使用は、危機管理防災課職員及び河川砂防課職員のみとする。

6 防災用監視カメラの運用

「防災用監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び取扱者を設置する。

（資料2参照）

7 画像データのホームページ公開

- ・固定型カメラで撮影する画像データのホームページへの公開は、「災害対応期」と「通常期」に分けて運用を行う。
- ・「災害対応期」とは、大雨注意報以上が発表された場合、若しくは、これに準じる対応を求められる場合とし、「通常期」とは、災害対応期以外の場合とする。

- ・「通常期」には、固定型カメラのうち、河川監視カメラ（個人が撮影されるカメラを除く。）で撮影する画像データのみをホームページで公開する。
- ・「災害対応期」には、全ての固定型カメラで撮影する画像データをホームページで公開する。
- ・公開する画像データに個人宅が含まれるときは、当該個人宅部分をマスキング処理した上で公開する。

8 画像データの外部提供

画像データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「防災用監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づき捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、画像データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

防災用監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、災害発生時（主に内水氾濫）において、市民に正確な情報を迅速に提供することを目的に、河川水位の状況及び道路冠水の状況を把握するための防災用監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの種類及び設置)

第2条 監視カメラは、次の2種類とし、常時稼働する。

- (1) 固定型カメラ 風水害時に重要となる河川及び道路冠水のおそれがある箇所等を監視するものとして設置する。
 - (2) 旋回型カメラ 主に風水害時に重要となる堰、樋門及び水門の遠隔操作の確認等を行うものとして設置する。
- 2 監視カメラを設置した場所には、通行人の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(画像データのホームページ公開)

第3条 風水害時における市民等への注意喚起のため、つぎの各号のとおり、固定型カメラで撮影した画像データを、佐賀市防災情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）で公開する。

- (1) 固定型カメラで撮影する画像データのホームページへの公開は、「災害対応期」と「通常期」に分けて運用を行う。
- (2) 「災害対応期」とは、大雨注意報以上が発表された場合、若しくは、これに準じる対応を求められる場合とし、「通常期」とは、災害対応期以外の場合とする。
- (3) 「通常期」には、固定型カメラのうち、河川監視カメラ（個人が撮影されるカメラを除く。）で撮影する画像データのみをホームページで公開する。
- (4) 「災害対応期」には、全ての固定型カメラで撮影する画像データをホームページで公開する。
- (5) 公開する画像データに個人宅が含まれるときは、当該個人宅部分をマスキング処理した上で公開する。

(監視カメラの操作)

第4条 旋回型カメラの操作については、防災上及び樋門等の遠隔操作上必要とする範囲で行うものとする。

(監視カメラ管理者及び取扱者)

第5条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び取扱者を置く。

- 2 管理者は、危機管理防災課長とする。
- 3 取扱者は、佐賀市で発生した災害への対応業務に従事する者とする。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(画像データの取り扱い)

第6条 画像データは、記録装置内のハードディスクドライブ（以下、「HDD」という。）に記録し、30日間保存する。

- 2 保存期間を経過した画像データは、新しい画像データを上書き保存することで、完全に消去する。
- 3 画像データの確認を必要とする事故等が発生したときは、HDD内の画像データを専用の記録媒体に保存し、管理者の指定するパソコンで解析する。
- 4 前項の解析の結果、管理者が保存不要と判断した画像データについては、速やかに専用の記録媒体から完全消去する。
- 5 前3項において画像データの保存及び解析の操作を行うパソコンは、管理者が指定するパソコンとし、その操作は管理者又は取扱者が行う。
- 6 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供時の制限)

第7条 画像データは、法令又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者又は取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は、平成25年5月22日から実施する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。

画像データの佐賀市ホームページへの公開について

カメラの種類		河川監視カメラ		道路監視用カメラ
		固定型カメラ	旋回型カメラ	固定型カメラ
設置目的		・監視 ・災害時における市民への注意喚起	・監視 ・樋門操作	・監視 ・災害時における市民への注意喚起
ホームページへの公開	通常期	公開（個人が撮影されるものを除く）	非公開	非公開
	※災害対応期	公開		公開

※大雨注意報以上が発表された場合、若しくは、これに準じる対応を求められる場合